

決 定 書

異議申出人

倉 持 光 男

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和6年2月1日付けで提起された令和6年1月28日執行の取手市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）に係る当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

第1 申出の趣旨

申出人は、本件選挙の当選人佐藤隆治（以下「当選人」という。）の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

第2 申出の理由

申出の理由の要旨は、次のとおりである。

新聞等によれば、当選人の学歴は、「明治大学専門職大学院修了」となっている。一方で、本件選挙における選挙公報（以下「選挙公報」という。）には、当選人の学歴は、「明治大学大学院卒業」と掲載されている。

当選人は4年制の大学に入学した事実はなく、したがって、選挙公報の当選人の学歴の記載は、選挙人を惑わせるために意図的に書かれた文言であるといわれても申し開きできないものであり、学歴詐称として告発する。

第3 証拠

申出人が提出した証拠

本件選挙の選挙公報の写し

第4 当委員会の判断

当委員会は、本件異議の申出を適法なもの認め、これを受理し、慎重にこれを審理した。

1 当選の効力について

当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、各候補者の有効得票数の算定、または、当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う訴訟をいい、広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の

無効を主張する場合を含まないものと解されている（昭和28年2月17日東京高等裁判所判決）。

また、当選人または選挙運動者もしくは出納責任者がその選挙に関し右のいずれかの選挙犯罪を犯したか否か、如何なる刑に処すべきかの判定は専ら刑事訴訟手続に従い裁判所の裁判によつてのみなされるべきものであることはいうまでもない。公職選挙において当選人と決定された者もしくは選挙運動総括主宰者等が公選法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法206条、207条所定の手続において異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判をする裁判所はこれを審理判定する責務権限を有しないと解されている（昭和35年9月13日最高裁判所判決）。

以上のような観点から、申出人の主張する理由が、当選を無効とすべき場合に該当するか否かについて判断すると、当選人に学歴詐称があったとの申出人の主張は、前記判例に示す当選無効の要因のいずれにも該当しない。また、当選人等の選挙犯罪についての判定は、専ら刑事訴訟手続に従い裁判所の裁判によつてのみなされるべきものであるとされていることから、当選人の当選を無効とする理由とは認められない。

2 選挙の効力について

公職選挙法（以下「公選法」という。）第209条は、当選の効力に関する異議の申出の提起があった場合においても、その選挙について選挙の規定に違反することがあるときは、それが選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部を無効とする旨の決定をしなければならないと規定している。

選挙の効力に関する争訟において、選挙が無効とされるのは、公選法第205条第1項の規定により、選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

この「選挙の規定に違反する」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公選法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されている（昭和61年2月18日最高裁判所判決）。もっとも、そのような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではないと解されている（昭和61年2月18

日最高裁判所判決)。そのような「特段の事態を生じた場合」とは、例えば官憲その他による甚だしき弾圧、干渉、妨害、又は広範囲に亘る買収誘惑等のため到底選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由のある場合を指称するものと解されている。(昭和30年8月26日大阪高等裁判所判決)。

また、「選挙結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、選挙の規定に違反することがなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきであるとされている(昭和29年9月24日最高裁判所判決)。

以上のような観点から、申出人の主張する理由が、選挙を無効とすべき場合に該当するかどうかについて判断すると、申出人の主張する当選人の行為が、選挙の任にある機関による選挙の管理執行の手續に関する規定違反に該当しないことは明らかであり、証拠物件からも、選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じたとは認められない。

3 結論

以上のとおり、当選人の当選を無効とする申出人の主張には理由はなく、また、本件選挙を無効とする場合にも該当しない。

よって、当委員会は主文のとおり決定する。

令和6年3月1日

取手市選挙管理委員会

委員長 小池 健

教 示

この決定に不服があるときは、この決定書を受け取った日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で茨城県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。